

平成30年第4回川南町議会定例会(9月)会議録(最終日)

平成30年9月21日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年9月21日 午前9時00分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 45号 | 川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 46号 | 川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 47号 | 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 48号 | 川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 49号 | 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 50号 | 災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 51号 | 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 52号 | 平成30年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第 53号 | 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第 54号 | 平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第 55号 | 平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第 56号 | 平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 57号 | 平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第 58号 | 平成30年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 認定第 1号 | 平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 2号 | 平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 3号 | 平成29年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第18 | | 川南、都農衛生組合議員の選挙 |

- 日程第19 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長岩切 拓也 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長米田 政彦 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長大山 幸男 君	環境水道課長篠原 浩 君
町民健康課長橋口 幹夫 君	教育課長大塚 祥一 君
福祉課長三角 博志 君	税務課長日高 裕嗣 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

- 議長（川上 昇君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時40分再開

- 議長（川上 昇君） 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
日程第1、議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて、日程第2、議案第46号川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて、日程第3、議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第48号川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について、日程第5、議案第49号川南町税条例等の一部改正について、日程第6、議案第50号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第51号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

- 総務厚生常任委員長（蓑原 敏朗君） 9月12日の本会議において、総務厚生常任委員会に審査・付託されました議案第47号、第48号、第49号、第50号につきましてそれぞれ担当課長及び職員に説明を受け、6名による委員で質疑・審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてですが、4時間を単位として勤務を割り振り、午前は午前に振り替えようとするもので、オーバーする時間については時間外勤務として扱い、管理の基準を設けたものです。なお、振替は前4週、後8週の範囲で行うものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第48号川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正についてですが、学校教育法の改正による項の追加で、該当項のずれが生じ改正するものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第49号川南町税条例等の一部改正についてですが、地方税法の改正に伴い税条例を改正するものです。四点ほどの改正です。第一点は個人住民税に係る改正です。控除対象配

偶者は同一生計配偶者と改め、給与所得控除・公的年金等控除を引き下げるとともに基礎控除を同額引き上げるものです。また、合計所得金額が2400万円を超える納税義務者の基礎控除は額に応じ逡減・消失します。次に法人住民税についてですが、資本金1億円を超え法人は国税同様に地方法人税及び地方消費税の電子申告が義務化となります。第三点は、たばこ税に関するものです。紙巻きたばこは本年10月1日から三段階で引き上げられます。あわせて加熱式たばこ課税方式の見直しと紙巻きたばこ3級品の特例税率廃止に伴い経過措置の一部改正が行われます。最後が固定資産税に関する改正です。生産性向上特別措置法の規定により、町が主体的に作成した計画、導入促進基本計画とといいます。ただいま、産業推進課の方で策定され国へ提出されている計画により、一定の設備について固定資産税をゼロとする3年間の特例措置を追加する項を設けるものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第50号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてですが、地方税法改正により文言が変わったり、項のずれが生じたための変更、条例名の頭に川南町を加える変更等です。討論もなく全員賛成で可決であります。

以上、報告いたします。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 9月12日の本会議において文教産業常任委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについてであります。「なぜ1年経って上げたのか。」「中学校を再編すべきであることは分かっているはずだ。」「審議会などで議論せずに町長がスピード感をもって進めるべきではないか。」との意見に対し、「自治公民館の運営委員会などを回って意見を聞いていた。」「一度否決になっているので慎重にならざるを得なかった。」「学校施設は公の施設でも最も大事なもの。町長の意志だけで進めていくのではなく、住民の意見を反映させることは大事だと考える。」との答弁がありました。また、議案質疑でもありました国の審議会設置の指針に関することに対してですが、あくまでも国の指針でありますので、今回の審議会設置に関しては当てはまらないとの認識であるとの答えでありました。その他の意見として、民主的な手続きを通してしっかりと審議し子どもの教育環境を一番に考えた計画をお願いしたいなど上がりました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

議案第46号川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについてであります。これは川南パーキングエリア利便施設整備に関する条例です。この整備事業は複数年度にまたがる事業内容であることから基金を創設することとなっておりますが、そのための条例を整備するものです。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

議案第51号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。これは、放課後児童支援員の資格要件である教員免許につい

て、免許を更新していなくても当初取得した免許で資格を満たしており、講習会を受講すれば支援員となれる旨を明文化し、また、高校を卒業していなくても実務経験が5年以上あり、また、講習会を受講することで資格を取得できるよう要件が拡大されたものです。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて反対討論をいたします。

本条例案は、行政の民主化の観点から、地方行政に住民の意見を反映させるため設置するものとのことですが、15人の委員での検討が民主的と言えるのか疑問です。住民の意見を反映させると言いますが、反映させるとは思えません。昨年も同じことが提案され議会では否決されています。全く同じ条例案を再び提案される意味を考えると、統合・再編ありきだと感じます。少人数になっても子どもが一人になっても学校は廃止されずに地域の宝として運営されているところもあります。審議会について国から閣議決定がきていることを町長はどう認識しているのでしょうか。

指針として、1、国民や有識者の意見を聞くにあたっては、可能な限り意見提出手続きの活用・公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避けることとする。2、基本的な政策の審議を行う審議会等は原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても設置にあたっては審議事項を限定し可能な限り時限を付することとする。また審議会等において基本的な政策に係る必要的付議の規定は原則をしておかないものとなっております。国からの閣議決定だから当てはまらないと無視されるものでしょうか。国からの決まり事・指導・国に準じなどとよく言われますが、審議会設置条例は設置しなくても教育委員会での教育方針をしっかりと町民に示し、町長が町の方針をはっきり示していただくことを求めまして反対討論といたします。

○議長（川上 昇君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて賛成の立場から討論いたします。

私は昭和48年生まれ、いわゆる団塊ジュニア世代で小中学校当時は学校にも地域にも多

くの同級生がいました。少子化が進む現在では当時からして子どもの生活、教育環境は大きく変化をしており、小中学校の在り方を考えなくてはいけないことはここで述べるまでもありません。学校は長く地域コミュニティの核として大きな役割を果たしてきました。現在もその価値は変わらないどころか、ますます重要性を増しているが故に小中学校の在り方を考えるとき、様々な考えがあるのは以前行った座談会やアンケート調査でも表れていることと思います。ここにいる皆様もそれぞれ考えがあるかと思えます。だからこそ、丁寧に意見を聴き、民主的な手続きで慎重に審議し、かつスピード感をもって意見を取りまとめることが重要だと私は考えます。そして、教育委員会が諮問を行う意味は執行機関から中立性を保ち、地域や学校関係者などに専門家を交えた合議制のなかで社会において最も重要ともいえる子どもの教育環境をいかに整備するのかを導き出すことにあると思います。地域の振興も生活に密着しているのでこのことを抜きにできないのはもちろんですが、繰り返しになりますが、まず考えるべきことは子どもにとって最も良い教育環境を如何に与えるかです。昨年9月に否決になって1年が過ぎました。これ以上の停滞は許されるものではないと思います。皆様の賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（川上 昇君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第 45 号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて、反対の立場にたって討論をいたします。

その理由についてであります。町は中学校再編検討の必要性について学校の施設の老朽化・温暖化に伴う空調設備の整備・高度化する ICT 機器への対応など総合的に判断し子ども達によりよい教育環境を提供するためと言っていますが、学校施設・空調設備・ICT 機器等の整備については予算措置をすれば対応可能であり再編理由にはなりません。学校を再編統合し地域の中核を担ってきた学校がなくなり、その地域が疲弊しそれが中央に波及し衰退した自治体の実際例は数多にあり、そのような理由で町が衰退すれば良好な教育環境を提供することは不可能になることから、新富町では小中一貫校の上新田学園を設置し全校生徒数 184 名ですが、上新田地域創生の中核を担ってきています。

先ほど、中村議員が委員長報告でも言いましたが、人の意見を反映するなどと言いましたが、直近の川南町都市計画マスタープラン第 3 編地域別構想を見ますと第 1 章基本的な考え方、第 2 編川南町の全体構想を受けて第 3 編で地域別の構想を提示します。1、基本的な考え方、地域別構想では、町全体を対象に都市づくりの方向を示した全体構想を受け、地域の身近な問題や課題に対応した個性ある地域づくりの方向性を示しますと言っておりますが、その中で第 2 章地域区分の設定において、町内を唐瀬原地域、国光原地域と二つの区分にしております。その中で唐瀬原地域のまちづくりの方針として小中学校の統廃合を行った場合に発生する跡地については民間の活力を活用しつつ、多面的な活用を検討して地域の魅力をさらに高めていきますと言っておりますので、もはや学校再編に意見を挟む余地はな

いものと考えております。さらに、国光原中学校の地域のまちづくり方針については、小中学校は統廃合になっております。発生する学校跡地について民間の活力を活用し多面的な活用を検討して地域の魅力をさらに高めていきますとあります。そういう中で、本町が国光原地域創生の中核を担う生徒数約190名の学校をなくそうとし、入園児四十数名の公立保育所の廃止も決定しており、子育て世代の若者に住みよい地域を住みにくい地域に変え、地域からの若者流出、それに伴う人口減少・地域の衰退を招こうとしています。この地域別構想に基づく、この学校規模適正化審議会の設置は町長の専権事項ですね、町長が学校再編するというのは町長の専権事項であり、専権事項をこの審議会に責任転嫁するものであります。

現在、なぜ国が地方創生を叫んでいるのかを考えてみてください。それは地方が疲弊するば中央、すなわち国が衰退することに政府がようやく気づいてきたからではないでしょうか。それは、国の縮図である市町村も同じことが言えると思います。われわれ川南町議会は平成29年9月議会に提案された原案と同一の条例を人口減少を嘆くばかりで対応策を講じず、抗うこともなく事由を言い訳に学校再編統廃合にはしる姿勢に町の将来への希望が全く見出せんと理由で否決しています。それは議会が少子化・人口減少に歯止めをかけるために人口問題調査特別委員会を設置し、子育て支援に力を入れ人口増加に転じた先進地の行政視察・研修を実施して成功例を目の当たりにしてきたからではないでしょうか。

したがって、本条例に賛成することは人口問題対策調査特別委員会の設置意義を住民に問われると共に川南地域創生を阻害するものであり、本条例設置に強く反対し皆さまの賛同を求め討論を終わりたいと思います。

○議長（川上 昇君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについて賛成の立場から討論します。

この条例は、一年前に一度提案され、反対多数で否決されました。その結果を受け、個々の議員もこの決定について住民の皆さまの御意見を伺っているかと思えます。これまで座談会やアンケートなどをもとに今後の人口の動向を鑑み中学校再編については検討する必要から審議会を起ち上げ、広く意見を求める姿勢です。様々な住民の立場で選ばれた審議会でも様々な視点で調査していただき、これからの中学校はどのような形がいいのか論議していただきたいと思えます。議会も住民の意見を広く聴くべく議会基本条例でも住民参加を求めており、議会報告会も開催するようにうたっております。この人口減は川南町に限らず日本全体の問題でもあります。人口問題は今の町政だけの問題ではなかったはずで、当時、木城町が新築家庭に100万円の補助をしたのも他の町では考えられない政策であったのではないかと考えます。

10年いや20年前から考えていかなければならない問題なのです。自分の子どもさえも川南へ残せなかった私達はこれから川南がどのように生き残っていくのか、学校再編を考えて

いくことを機に住民全体でこの町の生き残りを考えていく機会になればと考えます。賛成する議員さんのそれぞれの想いがあるかと思いますが、この条例を可決することイコール中学校再編を進めるための賛成とはならないと考えております。

以上、賛成討論といたします。皆さま御賛同をお願いいたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第45号川南町学校規模適正化審議会条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 議案第46号川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第46号川南町地域活性化拠点施設整備基金条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第47号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第48号川南町職員自己啓発等休業条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号川南町税条例等の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第49号川南町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第50号災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第51号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第53号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第54号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第55号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第56号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第57号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第58号平成30年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（蓑原 敏朗君） 総務厚生常任委員会に審査・付託されました議案第52号、議案第53号、議案第56号、議案第57号につきましてその経過と結果について御報告します。議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）ですが、議会関係では議事堂改修に伴い議場議員席用椅子の購入、議長室壁及び傍聴席工事が主なものです。総務課は歳入が公共施設等整備基金から8908万8000円、ふるさと振興基金から600万円、前年度からの繰越金を1億6217万1000円の計上です。

歳出は職員の異動に伴う各課等の給与・手当等の調整を行っています。また、3階便房工事請負費が計上されています。

まちづくり課関連歳入では、パーキングエリアに係る地方創生拠点整備交付金2億4856万円が主なものです。歳出では、地域活性化拠点施設整備基金への積立て2億4856万円、川南別館建設に係る測量、調査設計委託料1113万8000円、第10部消防機庫用地のブロック改修工事82万1000円が主なものです。

会計課については、ふるさと納税関連になりますが、平成30年度中に返礼品を発送できないため2億円の債務負担行為を設定します。歳入では新たに3億円の特定寄附を見込み、目標額を15億円にするとのことです。歳出では寄附額が増えたことによる手数料や事務費の歳出増、返礼品に係る組み替えが行われています。

最後に福祉課ですが、歳入は保育対策として50万円、介護保険特別会計からの繰入金3147万円です。歳出は介護保険事業特別会計へ35万7000円、民間保育所が行うITC化へ75万円、保育所給湯施設修繕に27万円となっています。

審査の過程において、総務課関連では人事評価を実効性のあるものにするため、人事評価者の研修が必要なこと、トイレの場所が分かり難く案内板が必要との意見でした。

まちづくり課関連では、川南別館建設調査費について多くの意見が出されました。「当初予算から説明が変わり、目的もよくわからず計画性がない。」「川南別館は新築、他館はリフォームで住民は納得するのか。ランニングコストもよく検討されていないのでは。」「他の別館との不公平感を招き、自治公民館制度の崩壊に拍車がかかる。議会に約束した当初予算計画を守るべき。」「川南別館が終わらないと他の別館の工事はやらないとは理不尽である。切り離すべき。」「児童クラブについて通山、多賀地区は未検討で、町の児童クラブ全体計画を策定すべき。」「課の間の連携が不足していないか。」等出されました。

会計課については、ふるさと納税について、制度そのもののあり方等が議論されており、適確に対応努力するよう意見が出されました。

採決の結果、住みよいまちづくりに係る歳出1113万8000円を減額する修正案を委員会として全員賛成で提出することを決定しました。議案第52号川南町一般会計補正予算（第3号）の修正案は、第1条中10億785万2000円を9億9675万2000円に、100億7465万9000円を100億6355万9000円に改め、第3条を削るものです。詳細に申しますと、歳入

では20款1項3目1節消防債1110万円を削り、歳出では2款1項11目13節委託料をゼロとし、2款1項5目25節積立金へ財政調整基金積立金として38,000円積み増しするものです。

議案第53号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）ですが、歳出は繰越金の2億8637万円、歳出はシステム改修27万円、保険運営基金積立金へ2億8610万円です。積立現額は6億6278万6000円となりますが、医療費の需要増と保険税額の上昇対策に活用したいとのことです。歳入歳出予算の総額は、25億1536万6000円となります。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第56号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）ですが、決算確定により47万5000円を繰越金として繰り入れ、同額を介護保険特別会計へ繰り出すものです。このため歳入歳出予算の総額は、568万9000円となります。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第57号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入の主なものは確定による繰越金9638万4000円です。歳出は保険給付中、要介護者から要支援者が使えるように予算の組み替え、介護保険準備積立基金積立金として3918万6000円、一般会計への繰出金3147万円が主なものです。なお、介護保険準備積立基金積立金は1億5130万5555円となります。積立金について質問が出され上限は設定していないが、2億円程度あればと思っているとのことです。被介護認定者の増減については、平成29年度中には6名の増とのこと、また町内2カ所の特別養護老人施設については、いずれも多数の待機者がいるとのことでした。これにより歳入歳出予算の総額は、17億4246万8000円となります。討論もなく全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 引き続き文教産業常任委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果の報告をいたします。

議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）であります。債務負担行為補正、川南町文化ホール・図書館指定管理料3億6000万円ですが、これは現在、株式会社図書館流通センターが運営していますが、平成30年度で終了することから、次の5年間の指定管理者の指定を今年度中に行うためのものです。まだ公募前ではありますが、現在二社ほど話がきているとのことです。

次に歳出ですが、6款1項12目13節委託料161万円、15節工事請負費4390万円は、農村センター多目的ホールの天井耐震化を行うものです。当ホールはLED照明改修工事も行われることから仮設足場を共用することで工事費コストの削減を見込んでおります。6款1項3目農業振興費、産地パワーアップ事業補助金1億7842万3000円は、六車農園株式会社が紫蘇加工場を整備するためのものです。鉄筋コンクリート1,507平方メートルの建物で洗浄

器やコンベアなどの加工ライン一式を揃え、5名の雇用を確保。これにより農業後継者不足、遊休農地の解消対策にも繋がり、また、取引業者の増産の要望にも応えることができるとの説明でありました。国庫補助で補助率は2分の1であります。

7款1項3目24節投資及び出資金200万円は、川南町パーキングエリアの運営会社への出資金になります。他にJA尾鈴、商工会、観光協会、漁協が参画団体としてそれぞれ100万円の出資をし、その他に宮崎銀行、高鍋信用金庫も出資を行う予定となっています。今後はまず会社を設立し、想定される課題をクリアしていくこととしています。25節積立金の地域活性化拠点施設整備基金積立金2億4856万円は、歳入でもありました国の地方創生拠点整備事業交付金を受けて積立てを行うものです。

8款2項3目15節工事請負費500万円の減額は、社会資本総合整備事業の要望額と認可された額の差額はマイナス3240万円ですが、塩付・長岡線の進捗状況、また、優先順位も高いことから町単費で2740万円を充てたためのものです。8款3項5目11節需用費200万円は、野球場スコアボードのパソコン修繕等で予算がなくなったことから緊急案件に対応するため計上するものです。同じく4項1目13節委託料150万円は、空室の多い豊原住宅を魅力的にリフォームするための計上です。現地で現状を確認しましたが、対象となる二つの部屋自体が3年程空室の状態でお朽化が進んでおり、リフォームしないと入居者は確保できない状態がみられました。

10款2項1目15節工事請負費558万9000円は、川南小学校西側のコンクリートブロック塀が、現在の建築基準に適合していないことから、撤去を行い新たにフェンスを設置するものです。これは、現地にて状況を確認いたしました。老朽化もみられ、民地にも接していることから速やかな作業を行うよう意見がありました。長さは100メートル、高さ1.5メートルであります。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

議案第54号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入については一般会計繰入金115万3000円、繰越金166万6000円を計上するものです。歳出の1款1項1目11節修繕料は、第1ポンプ場の扉が腐食したことから扉を取り換えるなど修繕をするもので、15節の工事請負費222万5000円は、現在の第3中継ポンプが単相の仕様であるが、三相の200ボルトのポンプに取り換えるために計上するものです。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

議案第55号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出では、一般会計繰入金290万6000円を減額し、繰越金431万1000円を計上するものです。歳出の1款1項1目11節需用費140万5000円は、川南浄化センターの沈殿池掻揚用ゴム板が劣化により沈殿池に落下しそうになっていることから取り換えを行うための計上です。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

議案第58号平成30年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収

入第1款第2項の営業外収益に248万4000円を追加し、収入の総額を3億9543万6000円とするものです。収益的支出では、第1款第1項の営業費用に200万9000円を追加し、同第2項の営業外費用を200万円減額し、支出の総額を3億7711万9000円とするものです。資本的収入では、第1款第1項の負担金に79万9000円を追加し、収入の総額を80万1000円とするものです。これは消火栓2基分で、まちづくり課からの負担金です。予算第6条に定めていた職員給与費5462万1000円を人事異動に伴い838万9000円を追加し、その総額を6301万円、第5条では経営戦略策定費用として一般会計からの補助を受ける金額を248万5000円、第6条では棚卸資産購入限度額を553万8000円にするものです。討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決をいたしました。

○議長（川上 昇君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

議案第52号平成30年度川南町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第52号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、委員会の修正案について、採決します。賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員起立であります。

したがって、委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員起立であります。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第53号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第53号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第54号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第55号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 56 号平成 30 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 56 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 56 号平成 30 年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 57 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 57 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 57 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 58 号平成 30 年度川南町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 58 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案 58 号平成 30 年度川南町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、認定第 1 号平成 29 年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 16、認定第 2 号平成 29 年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第 17、認定第 3 号平成 29 年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3 案件を一括議題とします。

本 3 案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○**一般会計決算審査特別委員長（税田 榮君）** 平成 29 年度一般会計決算審査特別委員会の報告を行います。付託されました認定第 1 号平成 29 年度川南町一般会計歳入歳出決算について、その審査の経過と結果を報告致します。各所管の課長、職員の出席のなか 29 年度の提出書の説明を受け、質疑応答を重ねて慎重に審議を行いました。採決の結果は、全員賛成で可決認定です。歳入の決算額 94 億 1794 万 5110 円、歳出の決算額 92 億 324 万 5640 円、歳入歳出差引残額 2 億 1469 万 9470 円です。

不納欠損額は全額で 476 万 2640 円、町民税個人の現年課税分が 11 万 3842 円、滞納繰越分 73 万 4448 円、町民税法人の滞納繰越分が 5 万円、固定資産税現年課税分が 71 万 7000 円、滞納繰越分が 292 万 1450 円、軽自動車税現年課税分 6,000 円、滞納繰越分が 15 万 7400 円、住宅使用料 6 万 2500 円です。内訳は、町民税 24 件、法人町民税 1 件、固定資産税 97 件、軽自動車税 32 件、使用料 1 件でした。

収入未済額は、11 億 4298 万 660 円で、県支出金分 10 億 9504 万円が主なものとなっています。差押えについて何問かの質問があり、その返答としては、「生活していく上で支障のするものは押さえない。」「軽自動車は競売で高額で売れました。」「トラブルも最近発生した。」「貧困状態がわかり生活保護に移行した例もある。」とありました。

歳出につきましては、「総務費、民生費、衛生費、その他不用額が多すぎる。」「様々な事情があるとしても慎重な予算管理が必要だったのではないか。」との意見がありました。審査の中で特に意見が強かったのは「人口減対策について費用対効果が少ない。」「尾鈴大橋補修工事への都農町の負担金が塩付・長岡線補修工事に入金したようにみえた。」「ふるさと納税の基金積み立てはどのように使用するか。」「運動公園の管理が不十分。」などでした。

予算執行は十分ではないが、ほぼ適正な執行が行われており、今後は費用対効果を十分に

検証の上、職員一人一人が町民の期待に相応し、住みたい町、住みよい町になるように研鑽されることを願って報告いたします。

○議長（川上 昇君） 次に、特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道事業会計決算審査特別委員長（内藤 逸子君） 認定第2号につきましてその経過と結果について報告いたします。認定第2号につきましては原案のとおり認定すべきと決定しました。

それぞれの会計ごとに報告致します。認定第2号、1、平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国保税対象者は5,373人です。歳入28億4939万1892円、歳出25億6302万786円で黒字決算です。高齢化が進み、平成26年度と比べると946人被保険者が減っています。基金は4億819万8000円となっています。国保税は、平成29年度から資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の三方式となりました。国保税の全体的な徴収率が平成27年度80.88%と低迷していました。それは滞納者に収納能力があるにも関わらず、何もしなかったと言えれば語弊がありますが、適正に措置を講じていなかったからと思います。町は外部から収納管理者を招き入れ、滞納者に対し、厳しく処分措置を講じ、平成28年度収納率87.36%、昨年度90.1%とわずか2年間で約10%収納率を向上させたことは称賛に値する。さらなる向上に努めるように努力を求める意見がありました。納税をしないと保険証がなく、医療にかかれないペナルティがあります。川南町では国民健康保険証はすべての被保険者に発行しているそうです。それでも短期保険証や資格証明書の方もいます。国保加入世帯の平均所得は下がり続けています。加入者の貧困化のなかで高く払えない。見直してほしいとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決定されました。

2、平成29年度川南町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。通浜における下水道を整備して生活排水対策を行い、自然環境の保全を図る目的の事業です。黒字決算です。通浜も高齢化が進み、家が古く跡継ぎがない等で加入促進は進んでいません。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

3、平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。営農飲雑用水施設が、鶴戸の本・赤石・椎原地区23戸51人、掛迫・旭ヶ丘・村上地区52戸128人の飲用水等の供給を目的とした特別会計で、黒字決算です。水道事業会計との一元化に向けた対応を平成32年度に予定しています。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

4、平成29年度川南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。対象人口3,431人、加入人口2,450人で加入率71.4%です。昨年度対比2.1%上昇し、加入率向上の努力のあとがみられました。更なる加入率向上に努めるべきとの意見がありました。採決の

結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

5、平成29年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてです。介護認定審査会は、川南、都農交互に年間50回開催しています。認定審査件数は、川南町759件、29年度3月末現在の要介護認定者数は766人です。高齢化率は33.3%です。平成29年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

6、平成29年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。歳入総額16億4023万3941円に対して、歳出総額15億4384万8848円になっており、多額にのぼる1億362万6152円の不用額が生じている。このことについて、監査委員から過大な歳出予算計上を指摘されており、適正な予算作成を求める意見がありました。介護保険対象者は、5,275人で増加傾向です。介護保険料は、年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。当面の生活をなんとかするため介護保険料を納めることを断念し滞納することは、介護サービスを諦めるという究極の選択をすることです。

滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割または2割である利用者負担が3割になったりします。介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。高齢者の生計の実態について把握して町民に光をあてて安心して暮らせる川南町にしてほしいとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決定しました。

7、平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。対象者2,678人で前年度比68人増加です。後期高齢者広域連合へ納付されます。75歳以上の高齢者（後期高齢者）を国保や健保から引き離して、75歳以上の独立した保険制度をつくることで、全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行うことになりました。姥捨て制度と強く批判されました。後期高齢者医療制度は、年齢で区別・差別する、世界でも異例の「高齢者いじめ」の制度で75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料が跳ね上がる仕組みです。地方自治体の努力だけでは保険料高騰を抑えるには限界があります。「負担増か医療費を使うことを我慢するか」という二者択一を高齢者に迫る制度の仕組み自体を改めなければ、根本的な解決はできないとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきと決定しました。

8、平成29年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。尾鈴地区畜産用水管理事業は、平成35年度に完了が見込まれる県営尾鈴土地改良事業を利用した事業であります。事業完了と同時に畜産用水給水栓設置事業及び給水事業も廃止されるものであります。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

9、平成 29 年度川南町西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定についてです。弁護士 2 名、元大学教授 1 名、司法書士 1 名、行政経験者 1 名で構成する審査会の事務局が川南町ということです。この 1 年間不服の申し立てはありませんでした。審査案件の費用は、当該自治体負担となります。審査会委員の任期は 3 年で再任は可となっています。平成 29 年度川南町西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定は、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

つづいて、認定第 3 号について報告します。平成 29 年度川南町水道事業会計決算認定についてです。水道事業は、昭和 50 年使用開始から 42 年が経過、給水戸数 6,392 戸、給水人口 14,735 人で前年と比べ給水戸数は 6 戸、給水人口は 370 人の減少となっています。アスベストに関する公害が問題視されている。石綿管延長 7 キロメートルの更新工事は、平成 32 年度に完了予定でありましたが、国の方から公共施設の水道施設の耐震化整備工事を優先するよう指示があり、両整備事業を平行して実施することになり、平成 35 年度に完了する見込みとの説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 認定第 1 号平成 29 年度川南町一般会計歳入歳出決算についてですが、委員長の説明の 2 ページのなんで、歳出につきまして、総務費、民生費、衛生費、その他不用額が多すぎるとありますが、不用額の総額はいくらだったのか、また、様々な事情があるとして、慎重な予算管理が必要だったのではないかとありますが、この様々な事情とはどういう事情であったのかを伺います。

○一般会計決算審査特別委員長（税田 榮君） 不用額についてですが、全額の資料を今持っておりません。控室に資料を置いていますので、間違った返答をしたくないと思いますので、後程お伝えしたいと思います。それから、様々な事情といいますのは、説明はいっぱいあったのですが、一つ一つが大変でして、報告するのに非常に時間がかかると思いましたので省略したわけなんですけど、大変な件数がありましてそれを「様々」と表したわけでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） この特会の決算認定にあたっては、委員長が丁寧に事情を説明したわけですが、要するにこの一般会計決算認定の報告は手抜きしたというふうにとればいいわけですか。

○一般会計決算審査特別委員長（税田 榮君） そう言われればそういうことになります。大変失礼しました。

○議長（川上 昇君） 児玉議員よろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から討論致します。

歳入から歳出を差し引き、2億1469万9470円の黒字決算です。消費税増税を国言いなりに認め、使用料・利用料・水道料金・下水道料金にも消費税が上乘せられ、町民の負担増です。平成29年度も保育所や老人ホームの民営化など町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算となっています。

学校給食調理業務は民間企業に委託して、11年目の予算計上です。長期契約で委託料は値上がりしていますが、働く方々の処遇改善にはならず、委託業者の利益にまわっていると思います。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用に戻して処遇改善を図るべきではないでしょうか。社会問題化しているワーキングプアを自治体が推進役を担っている姿だと思います。年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。さらに今日の学校給食法が栄養改善から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ食育と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の生きた教材・教科書と位置づけられています。そうであれば、学校教育活動や食教育の一体性の観点からみて学校活動全体に参加できない営利企業、給食会社に調理を委託することは学校管理運営の計画・実施・評価・予算化を分断し不適切であることは明白です。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託していることは間違っています。

平成26年度から文化ホール・図書館が指定管理者となり町の手から離れました。川南町内に住む定住化を進めていますが、町外業者に委ねていて人口は増えるのでしょうか。11人が働いていますが、労働条件や処遇について町は把握しているのでしょうか。サンA文化ホールは川南町にとって誇れる文化施設にしていきたい。民営化になってエントラスなどで机や椅子を借りるのにもお金がかかります。直営の時にはなかったことです。

川南町では平成27年度以降、マイナンバーシステム利用と交付関連事業に多額の予算が投じられています。マイナンバー制度は日本に住む全ての国民・外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所に散在する個人情報とその番号を使って簡単に名

寄せ・参照できるようにし、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度です。日本年金機構による125万件もの個人情報の流出や100以上の自治体によるマイナンバー通知書の誤配送、フェイスブックが8700万人分の個人情報流出など事件・事故が問題になっています。同時に企業が儲けのために様々な個人情報を一つにまとめ分析し、人の思考や好みの傾向などがわかると言われ、プライバシーが侵害される懸念も浮かび上がりました。2016年1月から希望者に対し、顔写真やICチップのはいったマイナンバーカードの交付が始まり法律が施行された現在も通知カードが届かない、従業員から集めたマイナンバーが盗難に遭い流出した等のトラブルやマイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しています。確定申告や年金の扶養親族等申告書にマイナンバーの記載欄ができたことで手続きが複雑化・煩雑化し国民は無用な混乱を押し付けられています。本来個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものです。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権の一つです。特に現代の高度に発達した情報化社会では、国家や企業などに無数の情報が集積されており、本人の知らないところでやり取りされた個人情報が本人に不利益な扱い方をされる恐れがあります。そのためどんな情報が集められているのかを知り、不当に使われないよう関与する権利もプライバシー権として認めるべきだと考えるようになっていきます。

マイナンバーはそれまであった住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報を蓄積し、税・医療・年金・福祉・介護・労働保険・災害補償等あらゆる分野の情報を一つの番号に紐づけしていくことがねらわれています。公も民間に関わらず多様な主体がこの番号を取り扱い、活用することになります。他人に自分の情報の何を知らせ、何を知らせないかをコントロールできる自己情報コントロール権が著しく侵害されることになります。生涯同じ番号を使う限り漏れた情報が蓄積されていけば膨大なデータベースが作られる可能性があります。一つの番号で名寄せできる情報が多いほど詐欺やなりすまし等の犯罪に利用される恐れも高まります。カード希望者は全国でも川南町でも政府の試用どおりに広まってはいません。マイナンバーの交付率は全国で10.5%程度と低迷しています。マイナンバーカードは身分証明のほかに住民票の自動交付や印鑑証明書交付に使えと言いますが、住民基本台帳カードと同様に使い道はほとんどかわりありません。私は住基ネットを使ったことはありませんし、私や夫にはそんな証明書の発行がこれから先必要になるとは思えません。それどころか他人に見せてはならない個人情報と顔写真などが一つになったカードを持ち歩くこと自体が個人情報を保護する点からすればかえって危険です。

住民基本台帳カードは2025年末までに全ての有効期限が切れて使えなくなり、住民基本台帳カードに投じた税金がほとんど無駄になります。さらに2025年までの7年間はマイナンバーカードのシステムを動かしながら住民基本台帳カードのシステムも動きます。そのためのお金もかかります。国の進める税金の無駄遣いではないでしょうか。現在、サイバー攻

撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。人工知能 AI など情報通信技術が革命的に短期間に進歩すると言われていています。住民基本台帳カードの二の舞にならないようにするためにもマイナンバーカードの普及を国言いに進めるべきではありません。川南町には地方自治体として町民の立場に立ち、将来を見通した判断力が求められています。町民の暮らしが今いかに大変なのか、町民目線でみればはっきりしています。国言いの町政ではなく安倍政権の暴走にはっきり NO と言い、町民の立場を貫く町政こそ求められています。基金の運用についても今こそ住んでいる川南町民に喜ばれることに使うべきです。

9月1日は防災の日でした。1925年の同日、関西地方を地震が襲い10万人を超える人々が犠牲になりました。その9割が地震後の火災が原因でした。日本は世界的にも有数の地震多発地帯で、首都直下型や南海トラフ、千島海溝などの巨大地震、また活断層が走る各地でいつ地震が起きてもおかしくないと警告されています。地震を防ぐことはできませんが過去の災害の教訓に学び被害を小さくする減災はできます。東日本大震災では犠牲者の9割が津波で、阪神淡路大震災では犠牲者の8割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧死でした。今回の震度7を観測した北海道胆振厚間町では大規模な土砂崩れがおき、多数の人命が犠牲となりました。この地震のため北海道全域で停電となる前代未聞の事態も起きました。地震・豪雨・台風と連続する自然災害はこれまでの経験が通用しない規模の災害です。抜本的な災害対策が迫られています。川南町はこれまで大きな災害がありませんでした。災害に強い町として人口減対策に活かすことはできないのか。命を守る災害対策に備えたいものです。住んでよかった、大好きな川南と言われるように町民の福祉の増進を図るといふ地方自治体の本来の使命の実現を求めまして、平成29年度川南町一般会計決算認定について反対討論いたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号について、採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、認定第1号平成29年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、認定第2号平成29年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号平成29年度川南町水道事業会計決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、認定第3号平成29年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第18、川南・都農衛生組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

川南・都農衛生組合議員に蓑原敏朗君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました蓑原敏朗君を川南・都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました蓑原敏朗君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、川南・都農衛生組合議員に当選されました蓑原敏朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

日程第19、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に蓑原敏朗君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました蓑原敏朗君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました蓑原敏朗君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました蓑原敏朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成30年第4回川南町議会定例会を閉会します。

○一般会計決算審査特別委員長（税田 榮君） 議長、先ほどの児玉議員の質疑の返答をしたいのですがいいでしょうか。

○議長（川上 昇君） ただ今、私が申しました閉会の件は撤回します。

○一般会計決算審査特別委員長（税田 榮君） 児玉議員から先ほど質疑がありました不用額がいくらかということですが、全額で2316万9004円です。それから、様々とはですね、欄が多くありまして……。〔「違う。」「億では。」「違う。』』という者あり〕児玉議員にはあとで言いますのでこれで終わります。

○議長（川上 昇君） いいですか。みなさん、そのほか。よろしいですか。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、平成30年第4回川南町議会定例会を閉会します。

午後00時13分閉会